

2008年5月1日

## 全日本手をつなぐ育成会速報 No.9

各地の花の便りに心浮き立つ季節になりました。皆様方におかれましては、決算時期、総会時期を迎えられ、お忙しいことと思います。

全日本育成会も、5月の理事会、評議員会に向けその準備を進めております。また、育成会事務局も、新しい職員を加えこれまで積み残していた仕事に急ピッチで取り組んでおります。特に、「手をつなぐ」の発送や注文された本の発送業務が遅滞しており、会員の皆さんや注文された方々にご迷惑をおかけしていると思います。少しずつその状況も改善されてきました。ご迷惑をおかけしたことに對して、深くお詫びを申し上げます。

これからの新しい年度の取り組みに對しては、会員の皆さんと一緒に取り組んでいきますので、暖かいご支援をよろしく申し上げます。

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会  
理事長 副島 宏克

### [1] 社会保障審議会障害者部会

4月23日(水)本年度第一回の社会保障審議会障害者部会が開催されました。委員の数30名というマンモス部会です。この部会のこれからの取り組みは、夏まで論点整理をして、夏に各団体よりヒアリングを行う。秋に議論を詰め、年内に結論をだす、という流れです。今回は、まず、障害者自立支援法の施行状況等についての説明がありましたが、この部会は障害児・者福祉に関わる幅広い問題を取り扱うこととなります。全日本育成会としては、全国の会員の意見を聞くと共に政策委員会で議論をして育成会としての意見を整理して部会に臨んでいきます。前回のお願い同様、会員の皆さんのご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

### [2] 障害児支援の見直しに関する検討会

3月18日(水)障害児支援の見直しに関する検討会が始まりました。二回目(4月15日)と三回目(4月25日)は関係団体よりヒアリングそして意見交換が行われ、育成会は三回目に意見発表を行いました。この問題に對しては、吉川かおり理事が担当です。全国の会員の皆さんからいただいた意見も集約して発表の中に入れました。

内容は、学齢期までの支援として「障害児を通して行う親への支援」から「親の支援を通して子の支援を行う」こと。青年期の支援は、「生活意欲」と「生活イメージ」の構築。この二つを支援のポイントとして発表しました。発表した意見書の内容は末尾のとおりです。

### [ 3 ] 心身障害者扶養保険の未受給者の取り組みについて

上記扶養保険の加入者に対して、保険料を免除されている加入者やその扶養する障害者について、死亡等の保険事故が発生しているにもかかわらず、年金給付や弔慰金給付の請求がなされていないケースがあるために、「年金請求が遅れた場合の取り扱いの変更」の通知が出されました。給付の対象になっている方でまだ請求されていない方は、確認してください。以下通知の内容です。

年金請求が遅延したことについてやむを得ない相当の理由があると都道府県・政令市が認めた場合については、「過去3年分を超える年金」も含めて年金を満額支払う。

問い合わせは、全日本育成会・大久保常務理事または藤村事務局長へ。

### [ 4 ] 日本の福祉を考える会(仮称)の設立について

日本の福祉を考える会(仮称)の設立について、育成会を始め16団体に呼びかけられました。自由民主党の衛藤晟一先生を会長にした取り組みです。活動方針は、保育、老人福祉、障害者福祉委員会を設置して勉強会を行うことです。

全日本育成会は、山内副理事長と松井副理事長が出席しました。

### [ 5 ] 受給者特別便実施円滑化推進会議の開催について

社会保険庁は、平成20年4月から5月にかけてすべての年金受給者へ「ねんきん特別便」を送付して、年金受給者の加入記録を確認しております。

しかし、回答がされないケースが発生しており、その中に障害者が含まれています。それで、「ねんきん特別便」の円滑な実施を図るために全国民生委員児童委員連合会ははじめ15団体に呼びかけて開催されたものです。育成会も、この「ねんきん特別便」が円滑に実施されるよう協力したいと思っていますので、会員の皆さんご協力をお願いいたします。

### [ 6 ] 障害者虐待防止法への取り組みについて

今年に入り、厚生労働省において、2月21日と3月24日の2回にわたり、障害者虐待防止法の勉強会が開催され、委員として副島理事長が参画し、同法制定の必要性を訴えてきました。

各地の育成会からも早期の制定を求める声が寄せられており、今月早々には、要望活動など、国等に対して具体的な働きかけを予定しています。その際は、逐次情報等をお知らせし、各地の育成会においても協同した取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

## 〔7〕事務局の動静について

4月に人事異動がありましたので、事務局の動静をお知らせいたします。

「退職」 鎌田真由美(派遣職員)

「入職」 藤村 清喜(事務局長)、田野井弥生(書籍・庶務関係)パート職員、  
村上亜紀子・河田久子(会員管理・庶務)派遣職員、  
青木由起子(経理・会計)派遣職員

---

## 障害児支援の見直しに関する意見集約

2008. 4. 25.

全日本手をつなぐ育成会

### 1. はじめに

障害の有無や障害種別に関わらず、子どもは家庭および地域の中で育っていくものである。近年、家族の保育力や関係調整力が低下してきている今日、子どもが子どもらしく健全に成長できるような環境を整えるための支援が必要となっている。

「障害」を通して子どもを見るのではなく、全ての子どもにとって必要な環境が障害の存在によってどのように疎外されているのかという観点から障害児の成長や発達支援を捉え直し、母子保健・子育て支援・家族支援・地域支援・教育支援(インクルージョンのあり方)を再編・拡充していく必要があると考えられる。

### 2. ライフステージを通して必要となる支援のポイント

乳幼児期から学齢期までの障害児支援は、「障害児を通して行う親への支援」から、「親の支援を通して子の支援を行う」ことができるように転換する必要がある。

親の支援(=家族機能の支援)は、子どもが子どもらしく健全に育つための環境を用意する手段(=生活問題の発生予防)としてとらえる。家族機能の低下は、高度経済成長期以降の日本の重篤な問題である。

学齢期から青年期の支援は、「生活意欲」と「生活イメージ」の構築が主眼となる。

#### (1) 乳幼児期

①家庭が子どもの安全基地になる(衣食住の保障と両親の関係良好による精神的安定)、②親子の愛着形成ができる、③自分の身体の使い方を覚える、④五感を通して外界の情報を取り入れ、自分から情報を発信する、⑤さまざまな生活体験を積み生活スキルを習得する。

⇒ これらが「心身機能の状態」によってどのように疎外され・強化されているのかを見極め、補っていく手段を講じる。

\* 家族の課題: 親業の学習、子どもの世話の仕方と生活リズムやパターンの変化への対応、夫婦関係や家族関係の調整、障害児が生まれたことの自分の人生への意味付け、障害への対応

スキルの習得、サービスや相談場所の確保、自分の人生と子どもの人生のバランス確保など。

## (2) 学齢期

①豊かな生活体験による生活スキルの習得、②地域での人間関係を広げる、③性を含めて自分の身体の状態を把握し訴えるスキルの習得、④放課後や余暇の過ごし方を学ぶ、⑤自身の心身機能の状態の理解(障害認識の初歩)、⑥サービス選択の練習。

⇒ インクルーシブな環境で発達支援を行うためには、どの機能をどの場で扱うのが適当かを検討する必要がある。

## (3) 青年期

①大人としてのアイデンティティ構築、②親離れするための生活スキルの習得とサービス利用の練習、③労働・余暇・政治を通しての社会参加スキルの習得、④社会性を含めた就労に必要なスキルの習得、⑤障害の自己認識を深める、⑥生涯学習の機会を得る。

⇒ 失敗しても自尊感情を肯定的に保てるように支援することが重要。自尊感情が否定的だと、障害を否定し不適応や依存性の高さ、精神疾患の発症につながる。否定的な障害の認識を変えるには、本人同士のグループワークが有効。

\* 家族の課題: 子どもの発達に応じたかかわり方の習得、夫婦関係や家族関係の調整、子離れの準備、サービスや相談場所の確保、自分の人生と子どもの人生のバランス確保、など。

## 3. 現行制度の問題点(意見集約)

### (1) 乳幼児期

障害認知の問題による家族の孤立化・生活問題の重度化が防げない

親の不安や混乱の軽減を対象としたサービスがない

両親に対して、育てにくい子どもへの対応スキルを高める支援を行う場がない

一般の幼稚園・保育園での職員のスキルが不十分

生涯を見通して今行うべきことを支援できる専門性が不足している

療育センターのない市町村があるなど、相談機関が少ない

早期発見の地域間格差が大きい

児童デイサービスと通園施設では果たす機能が違うので、同系列で扱うのは無理

### (2) 学齢期

サービスの過剰利用で子どもとの関わりが希薄なケースが出ている(精神的ネグレクト)

長期休暇中および余暇の活動支援が不十分 ⇒ サービス量およびメニュー(親離れ体験、豊かな生活体験のための)増加が必要

学校の送迎にヘルパーが使いにくい ⇒ 移動支援を訓練等給付に

学童保育の受け入れが少ない

重度の子ども施設の短期利用が難しい

基本的な生活習慣や身辺自立など卒業後に活かせるスキルが身につけていない

差別・偏見の解消や地域資源の開発など地域に働きかける専門家がいらない

### (3) 青年期

放課後支援・余暇支援・土日に親が就労している場合の支援が不十分

生涯教育への対応が不十分

親離れ・子離れを支援する方策がない

養護学校卒業後、就労過渡期のための専門学校的施設がない

⇒ 中学卒業後に入れる技能習得の場(職人養成タイプ)も必要だが、サラリーマンタイプの

就労をする人のための技能習得の場も必要

#### (4) 全体的に

継続的な記録を作れるシステムがない

専門職の不足、コーディネーターがない

本人および家族のセルフヘルプの場を用意することについて公的支援がない

成人してからの、本人の能力を伸ばす働きかけ(療育的視点)があまりに希薄

児童養護施設での障害対策が手薄

### 4. 支援制度、法整備への提言(意見集約)

#### (1) 方針の転換

障害児の療育のみ⇒家族関係(家族機能)を良好に保つことで、子どもの適切な発達環境を確保し、一次障害を軽減し二次障害の発生を予防する。

ライフステージごとの、障害児の課題と家族の課題の両方を扱える体制を作る。

保健・医療・福祉・教育などの既存サービスにおいて、どの機能(本人・家族の課題達成にかんする機能)を担えるかを検討しコーディネートできる仕組みの創設。

#### (2) 支援体制と専門家の配置

\*家族機能の健全化と、家族の孤立防止を目的として

乳児検診の時に障害者相談員が同席し、子育て支援員・民生委員・相談員・保健師が連携し相談支援センターのコーディネーターにつなげるシステムを構築する

子育て支援員や保育など子どもに関わる職員に障害の専門教育を行う

⇒地域療育等支援事業のコーディネーターや生活支援ワーカーのような機能が必要

家族ぐるみ(父・母・障害児・健全なきょうだいも含めて)の支援体制を確立し、家族支援を専門に行う職員を配置する

市の自立支援協議会で、幼児期から成人期まで統一した個別支援シートを作成する

乳児期から成人期までの記録を残せるノート(例:三重県「総合生活支援ノート」、滋賀県手をつなぐ育成会「本人氏名 \_\_\_\_\_ の記録～健康生活支援ノート～」など)を作成し利用する

#### (3) 相談場所の設置

\*ライフステージを通じた支援提供を目的として

行政の中での連携(担当課の違いによる)不足を改善する

発達支援や家族支援を行えるセンター的機能を、各地の資源状況にあわせ配備する

・診断直後の混乱期から親同士がサポートできる仕組みを、地域資源(公民館・保健所・空き教室等)を有効活用して作る

・子どもや親に過剰な負担を強くないよう、(家族機能や発達支援機能の)コーディネートを相談できる

・サービスの適切な使い方を支援する

・親自身が発達障害をもつ場合や多重問題家族への介入ができる

・放課後や余暇を適切に過ごす機会を得て、楽しく過ごす練習ができるよう企画・プログラム作りをする

・家族および本人の障害の認識(障害理解)を支援するプログラムが提供できる

・家族および本人のセルフヘルプ活動を支援できる

県立施設利用の子どもが市町村のサービスと複籍できるようにする

以上